

## 和泉市留守家庭児童会入会選考取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、和泉市留守家庭児童会条例施行規則（平成27年和泉市教育委員会規則第9号。以下「留守家庭児童会条例施行規則」という。）に基づく児童会の入会選考方法及び基準について必要な事項を定め、もって児童会の実施の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

### (設 置)

第2条 前条の目的を達成するため、留守家庭児童会入会選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

### (構 成)

第3条 選考会議は、留守家庭児童会の担当課長及び担当職員をもって構成する。

### (選考時期)

第4条 選考会議は、当初又は途中申込それぞれ必要な時期に開催する。

### (選考条件)

第5条 新規に申込をした児童を対象とし、継続申込の児童については選考対象としない。  
2 選考は、指定の入会申込期間の締切後、申込者数が定員を超え、施設又は支援員の配置上、全申込者の入会が困難となる場合に行う。

### (受入優先順位)

第6条 受入の優先は、学年の低い順に行う。ただし、虐待・DVのおそれがある場合又は申込児童が障がいの有する場合はこの限りではない。

### (選考方法及び手順)

第7条 選考は、第5条第2項の場合において、留守家庭児童会条例施行規則別表第1の留守家庭児童会ごとに、前条の規定に基づき行い、同じ学年で選考の必要が生じた場合は、児童の世帯状況を点数に置き換えた別表の留守家庭児童会入会判定指数表により算出した点数（以下「点数」という。）に基づき、次の選考手順により判定する。

- (1) 同一学年内の入会希望者を点数の高い者から順に空き枠に入れる。
- (2) 点数が同点の場合は、入会希望者の実情などを十分に踏まえ、順位をつける。

- 2 入会希望者が最終的に入会できなかった場合は、待機として登録し、入会申請年度中は引き続き選考を行うが、空きが出た場合は、その時点において改めて本要綱に基づき選考を行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、高学年の受け入れについては平成27年7月21日以降とする。

附 則（令和元年11月15日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の和泉市留守家庭児童会入会選考取扱要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入会する児童に係る選考について適用し、同日前に入会する児童に関する選考については、なお従前の例による。

## 留守家庭児童会入会判定指数表

## (1) 保護者や家庭の状況による指数表【保護者1人につき1つの指数のみ適用】

※複数箇所就労している場合は、全ての勤務時間を合算する。ただし、外勤と自営業等、副業がある場合、“保護者の状況”は勤務時間数が多い方を適用し、“区分”は勤務時間を合算して判定する。

保護者の状況		区分	指数		
家庭外就労	外勤 自営業事業主 (訪問型含む)	月160時間以上の勤務	110		
		月140時間以上の勤務	100		
		月120時間以上の勤務	90		
		月96時間以上の勤務	80		
		月64時間以上の勤務	70		
		月63時間以下の勤務	60		
		月160時間以上の勤務	90		
	自営業協力者 (訪問型含む)	月140時間以上の勤務	80		
		月120時間以上の勤務	70		
		月96時間以上の勤務	60		
		月64時間以上の勤務	50		
		月63時間以下の勤務	40		
		家庭内就労	自営業事業主 または会社員等	月160時間以上の勤務	100
				月140時間以上の勤務	90
月120時間以上の勤務	80				
月96時間以上の勤務	70				
月64時間以上の勤務	60				
月63時間以下の勤務	50				
自営業協力者	月160時間以上の勤務			80	
	月140時間以上の勤務		70		
	月120時間以上の勤務		60		
	月96時間以上の勤務		50		
	月64時間以上の勤務		40		
	月63時間以下の勤務		30		
	妊娠・出産		出産又は出産予定月の前後2ヶ月の間にあつて、出産の準備又は休養を要する	40	
疾病等	入院(1ヶ月以上)・常時臥床		110		
	安静を要す	80			
	上記以外の理由	50			
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあつている	110			
就学 ※就労前提のものに限る	主に通学している	月120時間以上の就学	80		
		月64時間以上の就学	60		
		月63時間以下の就学	50		
	主に通信制である	月120時間以上の就学	60		
		月64時間以上の就学	40		
	就学予定	合格通知書等の提出あり	30		

## (2) 調整項目採点指数【当てはまるすべての指数を適用】

項目	内容	指数
世帯の状況	ひとり親家庭	140
	生活保護世帯の就労支援(注1)	20
	両親が障がい者	20
きょうだいの状況	当該留守家庭児童会にきょうだいが在籍中	10
	きょうだい同時申込み(前項目と重複して加点しない。)	5
	前項目の場合で、申込み児童が多胎児(前二項目と重複して加点しない。)	10
就労状況	産後休暇・育児休業明け(注2)	10
その他	入会希望月から3ヶ月以上待機中	10

## (1)(2)の合計が同一点数時の優先項目順位表

1	同一世帯の児童が当該留守家庭児童会に在籍している世帯
2	養育している児童の人数が多い世帯
3	待機期間が長い世帯

## ◆留意事項

(注1) 勤務等証明書と併せて保護受給証明書(生活福祉課で取得)が提出された場合に加点するものとする。

(注2) 勤務等証明書に復帰日の記載が必要。